

令和4年度第3回多摩市公契約審議会 要点録

1 開催日時及び会場

令和4年10月5日（水） 午後3時30分から 第二庁舎会議室

2 出席者（5名）

出席者 古川会長、萩生田副会長、脇田委員、佐々木委員、寺澤委員
事務局 櫻田総務契約課長、山田契約係長 新見主任

3 議題

（1）審議事項

①答申1回目（労務報酬下限額・熟練労働者の割合等）について

*事務局が資料1～7にて内容説明。

1 工事の労務報酬下限額について

（1） 熟練労働者(条例第7条第1項第1号に規定する額)

○意見等

・特になし。

○審議結果

・熟練労働者については、令和4年10月1日現在の公共工事設計労務単価の90%とする。職種別の単価は資料1-1のとおりである。

（2） 熟練労働者以外（条例第7条第1項第2号に規定する額）

○意見等

委員 前年度との据え置きはない。案2と案3のどちらかにするのだが、案2がよいのではないか。

来年の最低賃金引き上げ幅を鑑みると、32円の引き上げは確保したい。

○審議結果

・熟練労働者以外の労務報酬下限額については、案2「前年度の審議同様の考え方」とし、令和5年10月最低賃金の引上げを鑑み、32円増加の1,135円とする。

（3） 熟練労働者と熟練労働者以外の割合（条例第7条第1項第1号に規定する割合）

○意見等

・特になし。

○審議結果

- ・令和4年度においても、従前どおりの考え方を継続し、全労働者の従事業種ごとの80%以上とする。

2 業務委託・指定管理の労務報酬下限額について

- (1) 個別に労務下限額設定を行ったもの以外の労務報酬下限額（条例第7条第1項第2号に規定する額）

○意見等

- 会 長 来年10月1日に東京都の最低賃金がいくら上がるか、またそこから+ α 分をいくら上乗せするのかを考える必要がある。まずは、来年どのくらいの最低賃金が見込まれるかを定める必要がある。
- 委 員 物価上昇の現状を踏まえると、本年度の最低賃金額の引き上げ率を下回ることではないのではないかと。32円引き上げを想定したうえで、+ α の額を考えたい。
- 会 長 現状の物価高を考慮すると、31円よりも上げてほしいという声も上がるのではないかとと思われる。過去の資料から推察すると、30円台前半が妥当ではないか。昨今の社会情勢を鑑み、31円引き上げを軸にそこからいくら引き上げするかというのを考えていきたい。
- 委 員 過去の推移を確認すると、令和2年のコロナ禍以外は最低賃金額が上昇している。物価の上昇は起きているが、昨今の円安情勢を踏まえるとどのように影響するかが読めない。それらの影響を踏まえても、31円は引き上げが起きると思う。
- 委 員 31円以上の引き上げは間違いない。全国平均か全ての都道府県なのかは分からないが、最低賃金額が1000円に達するまでは現在の上昇は続くと考え、最低賃金額の引き上げは31円か32円のいずれかで議論するのはいかがだろうか。
- 会 長 それでは、最低賃金額の引き上げは31円か32円のどちらかにするとして、+ α の部分をいくら上乗せにするか。

委員 過去の経緯では最低賃金+ α の部分の上乗せを5円から10円まで議論し幅があったが、急激な最低賃金額の上昇率を踏まえて6円という結論になった。現在も状況は変わっていないことを考えると6円でよいのではないか。

委員 労働者の立場を考えると、1円でも賃金を上げていきたい。

委員 個別に労務報酬下限額を設定している業種とのバランスをとる必要もある。個別設定より高くなってしまうと、個別設定の意味がなくなってしまう。

会長 + α 部分を6円とし、最低賃金が31円引き上げを想定した額とするのはいかがだろうか。

○審議結果

- ・個別設定していない労務報酬下限額については、令和5年10月1日からの最低賃金が31円アップすることを前提に、最低賃金額と労務報酬下限額の差額部分を6円とし、1,109円とする。

(2) 個別に労務報酬下限額の設定を行ったもの(条例第7条第1項第2号に規定する額)

○意見等

委員 個別で設定した労務報酬下限額の金額が個別で設定していないものと同額でも設定を残しておいてよいか。

委員 金額が同額となったとしても、個別で設定しているということに意味がある。

会長 過去に特例で一部業務のみが、個別で設定していない金額を下回るようなことはあったが、そのようなことにならないように労務報酬下限額の設定をすることでよいだろうか。

○審議結果

- ・資料4に記載された事務局案を採用する。個別に労務報酬下限額設定を行ったもの以外の労務報酬下限額と同額となっても個別設定は残しておく

②アンケートについて

*事務局が資料8にて内容説明。

○意見等

委員 質問と回答の選択肢がかみ合っていない設問がある。それらについては選択肢を修正したほうがよい。

委員 60歳以上の方がよく仕事をしていると認識している。安全面等を配慮しないと、仕事は回らないような社会情勢になっている。公契約として契約を結ぶ中には安全面等を確保する面もあり、60歳以上の方々の賃金上昇をしていきたい。60歳以上の方も公契約条例の対象となるように、今回のアンケートを使用し、地元の60歳以上の方が公契約の中で働けるということにしていきたい。

会長 条例制定の際には、最低賃金額と労務報酬下限額に53円の差が生じていた。60歳以上の方の賃金が急に53円も引き上げされた場合に、福祉的雇用等労働確保に問題が生じる可能性があったため条例対象外としてきた。

委員 アンケートに記名まで求めてしまうとハードルが高くなり、更に回答率が下がる可能性がある。少数の意見のみで反映してしまうことになってしまうのではないか。

委員 業者は市と業者が公契約を結んでいるという関係があるのだから記名をすることが悪いということはないが、批判的な意見を記載すると何かマイナス面があるのではないかという気持ちになることがあるかもしれない。

事務局 業者名が分かったほうがより細かく分析をすることができるようになる。

会長 今回は業者名まで記載したほうがよいのではないか。「差し支えなければ記名してください」、「あくまで内部資料なので公表しません」など気遣う文章の記載が必要あるのではないか。

○審議結果

- ・各委員の修正を反映したアンケートの修正案を作成し、各委員へ確認いただいたうえで各業者へアンケートをとる。

(2) その他

○意見等

- ・特になし

4 閉会